

# 別冊参考資料

(西松浦地区合併協議会)

- ・ 地方税の取扱い ...P 1
- ・ 国民健康保険事業の取扱い ...P 2
- ・ 児童福祉事業の取扱い ...P 4
- ・ 社会福祉事業の取扱い ...P 6
- ・ 保健衛生事業の取扱い ...P 8
- ・ 上水道事業の取扱い ...P13
- ・ 生涯学習、スポーツ事業の取扱い ...P16

調整経過報告第1号 「地方税の取扱い」の参考資料

[ 税務 ] 部会 [ 税務 ] 分科会

大項目	税務	中項目	町税の状況	小項目	税制の状況	No.	149																															
詳細項目(事業名)		納税貯蓄組合																																				
現況	有田町			西有田町																																		
	16年度から廃止			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">納税組合の状況(平成16年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>2,614</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対前年度</td> <td>組合数</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>2,659</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組合種別</td> <td>職域納税組合</td> <td>1</td> <td>0.4 %</td> </tr> <tr> <td>地域納税組合</td> <td>156</td> <td>99.6 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">納付状況</td> <td>調定額</td> <td colspan="2">382,640 千円</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td colspan="2">377,607 千円</td> </tr> <tr> <td>収納率</td> <td colspan="2">98.68 %</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納税奨励金交付額</td> <td colspan="2">7,031,936 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(対象税目) 町県民税・固定資産税・国民健康保険税 (納税奨励金の交付基準) 1. 組合が各納期限までに税額を完納したとき納税額の100分の2.5 (16年度 100分の2.0以内) 2. 組合が各納期限までに税額の100分の80以上納付したとき 納税額の100分の2 (16年度 100分の1.5以内)</p>				納税組合の状況(平成16年度)		組合数	157	組合員数	2,614	対前年度	組合数	157	組合員数	2,659	組合種別	職域納税組合	1	0.4 %	地域納税組合	156	99.6 %	納付状況	調定額	382,640 千円		収入額	377,607 千円		収納率	98.68 %		納税奨励金交付額		7,031,936 円
納税組合の状況(平成16年度)																																						
組合数	157																																					
組合員数	2,614																																					
対前年度	組合数	157																																				
	組合員数	2,659																																				
組合種別	職域納税組合	1	0.4 %																																			
	地域納税組合	156	99.6 %																																			
納付状況	調定額	382,640 千円																																				
	収入額	377,607 千円																																				
	収納率	98.68 %																																				
納税奨励金交付額		7,031,936 円																																				
課題・問題点	・制度があるのは、西有田町のみ。																																					
調整内容	・納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整する。 (第2回協議会 確認)																																					
具体的調整内容	【合併後の方向性】 ・納税貯蓄組合の納税奨励金は、平成18年度収納分から廃止する方向で調整する。																																					

調整経過報告第2号 「国民健康保険事業の取扱い」の参考資料

[ 福祉 ] 部会 [ 国保・老保 ] 分科会

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険の状況	小項目	保険事業の状況	No.	717																																		
詳細項目(事業名)		あんま・はり・きゅう施術支給及び人間ドック・脳ドックの助成																																							
有田町				西有田町																																					
現 況	1. あんま・はり・きゅう施術支給 (1) 1件につき定額800円助成(国保会計)			1. あんま・はり・きゅう施術支給 (1) 1件につき定額800円助成(一般会計)																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 間 件 数</td> <td>1,626</td> <td>1,518</td> <td>1,329</td> </tr> <tr> <td>助 成 額 / 1 施 術</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>年 間 助 成 額 ( 千 円 )</td> <td>1,301</td> <td>1,214</td> <td>1,063</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	H13年度	H14年度	H15年度	年 間 件 数	1,626	1,518	1,329	助 成 額 / 1 施 術	800円	800円	800円	年 間 助 成 額 ( 千 円 )	1,301	1,214	1,063	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 間 件 数</td> <td>3,273</td> <td>3,474</td> <td>3,618</td> </tr> <tr> <td>助 成 額 / 1 施 術</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>年 間 助 成 額 ( 千 円 )</td> <td>2,619</td> <td>2,779</td> <td>2,894</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	H13年度	H14年度	H15年度	年 間 件 数	3,273	3,474	3,618	助 成 額 / 1 施 術	800円	800円	800円	年 間 助 成 額 ( 千 円 )	2,619	2,779	2,894		
	年 度	H13年度	H14年度	H15年度																																					
	年 間 件 数	1,626	1,518	1,329																																					
	助 成 額 / 1 施 術	800円	800円	800円																																					
	年 間 助 成 額 ( 千 円 )	1,301	1,214	1,063																																					
	年 度	H13年度	H14年度	H15年度																																					
	年 間 件 数	3,273	3,474	3,618																																					
	助 成 額 / 1 施 術	800円	800円	800円																																					
	年 間 助 成 額 ( 千 円 )	2,619	2,779	2,894																																					
(2) 対象者 国保加入者 (3) 助成限度 なし			(2) 対象者 全町民(13年度から) (3) 助成限度 年間30回																																						
2. 人間ドック・脳ドックの助成  人間ドック 約9割助成(平成2年度より実施) 脳ドック 7割助成(平成13年度より実施) (平成15年度実績)			2. 人間ドック・脳ドックの助成  人間ドック 約9割助成(昭和59年度より実施) (平成15年度実績)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数</td> <td>25人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>診 療 費</td> <td>33,000円</td> <td>35,511円</td> </tr> <tr> <td>助 成 額</td> <td>30,000円</td> <td>24,861円</td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td>3,000円</td> <td>10,650円</td> </tr> </tbody> </table>				人間ドック	脳ドック	受診者数	25人	23人	診 療 費	33,000円	35,511円	助 成 額	30,000円	24,861円	自己負担額	3,000円	10,650円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>国保</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数</td> <td>20人</td> <td>10人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>診 療 費</td> <td colspan="2">38,850円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>助 成 額</td> <td colspan="2">35,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td colspan="2">3,150円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					一般	国保	合計	受診者数	20人	10人	30人	診 療 費	38,850円			助 成 額	35,700円			自己負担額	3,150円		
	人間ドック	脳ドック																																							
受診者数	25人	23人																																							
診 療 費	33,000円	35,511円																																							
助 成 額	30,000円	24,861円																																							
自己負担額	3,000円	10,650円																																							
	一般	国保	合計																																						
受診者数	20人	10人	30人																																						
診 療 費	38,850円																																								
助 成 額	35,700円																																								
自己負担額	3,150円																																								
15年度決算額 人間ドック 750,000円 脳ドック 571,803円			脳ドック 約7割助成(平成15年度より実施) (平成15年度実績)																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>国保</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数</td> <td>24人</td> <td>15人</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>診 療 費</td> <td colspan="2">35,511円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>助 成 額</td> <td colspan="2">24,861円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td colspan="2">10,650円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					一般	国保	合計	受診者数	24人	15人	39人	診 療 費	35,511円			助 成 額	24,861円			自己負担額	10,650円																	
	一般	国保	合計																																						
受診者数	24人	15人	39人																																						
診 療 費	35,511円																																								
助 成 額	24,861円																																								
自己負担額	10,650円																																								
			15年度決算額 人間ドック 714,000円(一般会計) 357,000円(国保会計) 脳ドック 596,664円(一般会計) 372,915円(国保会計)																																						
課題・問題点	・あんま・はり・きゅう施術支給は、会計、対象者、助成限度が異なる。 会計 有田町－国保会計 西有田町－一般会計 対象者 有田町－国保加入者 西有田町－全町民 助成限度 有田町－なし 西有田町－年間30回 ・人間ドック、脳ドックは、対象者が異なる。 有田町－国保加入者のみ(国保会計) 西有田町－全町民(一般会計、国保会計)																																								

調整 内容	・あんま・はり・きゅう施術支給事業及び人間ドック・脳ドックの助成事業は、合併後速やかに調整する。 (第6回協議会確認)
具体的 調整 内容	【合併後の方向性】 ・あんま・はり・きゅう施術支給事業は、新町長決定後、検討する。 ・人間ドック・脳ドックの助成事業は、合併後調整する。  (調整方針) あんま・はり・きゅう施術支給事業は政策的事業であることから、合併後に検討する。 人間ドック・脳ドックの助成事業は、西有田町の例により検討する。 新施策決定までの期間は、現行のとおりとする。

調整経過報告第3号 「児童福祉事業の取扱い」の参考資料

[ 福祉 ] 部会 [ 福祉 ] 分科会

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設措置																								
詳細項目(事業名)	放課後児童健全育成事業					668																							
現 況	有田町			西有田町																									
	<p>1. 目的 小学校における放課後等において、保護者が留守となる家庭の児童の安全と健全な育成を図る。</p> <p>2. 開設日及び時間 月～金曜日 13:00～17:00 土曜日 8:30～12:00 長期休暇(月～金) 8:30～17:00 (春・夏・冬休み)</p> <p>3. 保護者負担 学級費 月 1,000円 (16年4月より) おやつ代 月 1,500円 保険代 年 500円</p> <p>4. 対象者 小学1～3年生</p> <p>5. 児童数・指導員数(平成17年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>有田中部小</th> <th>有田小</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>71</td> <td>38</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>指導員数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 指導員は年間を通じて雇用。予算は謝金で計上(820/時間) 長期休暇中はローテーションにより雇用。</p>			設置場所	有田中部小	有田小	計	児童数	71	38	109	指導員数	3	1	4	<p>1. 目的 同 左</p> <p>2. 開設日及び時間 月～金曜日 13:30～17:30 土曜日 8:00～17:30 長期休暇(月～金) 8:00～17:30 (春・夏・冬休み) ・春・夏・冬休み・土曜日は希望者のみ曲川小で実施</p> <p>3. 保護者負担 学級費 月 1,000円 おやつ代 月 1,000円 保険代 年 500円+(振込代105円) (夏休み) 学級費 4,000円 おやつ 持参 (土曜日) 学級費 月 100円 おやつ 持参</p> <p>4. 対象者 同 左</p> <p>5. 児童数・指導員数(平成17年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>曲川小</th> <th>大山小</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>指導員数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 指導員の雇用 補助は除き3年間、3年において再雇用可</p>			設置場所	曲川小	大山小	計	児童数	32	30	65	指導員数	3	2
設置場所	有田中部小	有田小	計																										
児童数	71	38	109																										
指導員数	3	1	4																										
設置場所	曲川小	大山小	計																										
児童数	32	30	65																										
指導員数	3	2	5																										

課題 ・ 問題点	・ 開設日、時間及び保護者負担が異なる。
調整 内容	・ 放課後児童健全育成事業は、合併後速やかに調整する。 (第3回協議会確認)
具体的 調整 内容	【合併後の方向性】 ・ 放課後児童健全育成事業は、18年度より実施要綱を統一する方向で調整する。  （調整方針） 17年度中は、現行のとおりとする。 開設日及び開設時間は、有田町の例を基本とする。ただし、土曜日の開設時間は、8時30分から17時までとする。 保護者負担金は、学級費1,500円/月、おやつ代1,000円/月とする。

調整経過報告第4号 「社会福祉事業の取扱い」の参考資料

〔 福祉 〕 部会 〔 社会福祉 〕 分科会

大項目	福祉	中項目	その他社会福祉事業状況	小項目	その他社会福祉事業
詳細項目(事業名)	平和記念				690
現況	有田町			西有田町	
	<p>戦没者追悼式</p> <p>・目的 戦没者の顕彰と恒久平和を祈念する</p> <p>例年5月中旬に開催 遺族数 316人</p> <p>開催費用 16年度 414,925円</p> <p>献吟・琴謝礼 各10,000</p> <p>消耗品(白布クリ-ング) 7,400</p> <p>祭壇飾り盛花 一式92,400</p> <p>献花白菊220本×150円= 33,000</p> <p>弁当1,100円×225個×1.05=259,785</p> <p>風呂敷代 2,250</p> <p>遺族会への補助金 710,000円(社協より)</p>			<p>戦没者追悼式</p> <p>・目的 同左</p> <p>例年4月中旬に開催 遺族数 285人</p> <p>開催費用 16年度 425,000円</p> <p>献吟謝礼 10,000</p> <p>消耗品 10,000</p> <p>(口-ル紙、下足袋、用紙、ガムテープ等)</p> <p>献花スタンド 10,000</p> <p>祭壇盛花17杯 一式80,000</p> <p>献花白菊50本×150円= 7,500</p> <p>注連縄2本 10,000</p> <p>弁当1,000円×290個= 290,000</p> <p>忠魂碑周辺清掃謝礼清酒2本×2箇所=7,000</p> <p>遺族会への補助金144,000円(町から)</p>	
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両町で開催。</li> <li>・案内通知の配布等については新行政組織(連絡員制度)の整備等で決定される。</li> <li>・合併後の執行にあたっては、関係団体との協議が必要である。</li> </ul>				
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者追悼式は継続して開催することとし、実施方法については、合併後速やかに調整する。(第3回協議会確認)</li> </ul>				

具体的 調整 内容	<p>【合併後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・戦没者追悼式の18年度開催時期は、地区役員の交代、選挙、関係団体との調整等を勘案し、合併後検討する。</li></ul> <p>(調整方針)</p> <p>開催場所は旧有田地区、旧西有田地区で交互開催を検討する。 実施にあたっては、関係団体(遺族会、区長会等)との協議を要す。 補助金は、他の補助金及び負担金と併せて、合併後見直しを検討する。</p>
-----------------	---



調整経過報告第5号 「保健衛生事業の取扱い」の参考資料

[ 福祉 ] 部会 [ 保健 ] 分科会

大項目	保健医療	中項目	母子保健	小項目	母子保健事業	No.	766
詳細項目(事業名)	歯科健診						
現 況	有田町			西有田町			
	<p>1、母子歯科健診 1歳6か月児健診、3歳児健診、2歳半児歯科健診の中で実施 平成16年 1歳6か月健診 102人 2歳半児歯科健診 200人 3歳児健診 101人</p> <p>2.歯みがき指導 (1)乳幼児の歯みがき指導 乳児相談、2歳半健診時に歯科衛生士が実施 平成16年度 乳児相談 251人 2歳半児健診 84人</p> <p>(2)学校での歯みがき指導 小学校で実施 平成16年度 小学校 低学年</p> <p>3.フッ素応用(フッ素洗口) 保育園・幼稚園で4歳以上の園児を対象に実施</p> <p>4. フッ素塗布 対象 2歳半～3歳半、3回</p>			<p>1、母子歯科健診 1歳6か月児健診、3歳児健診の中で実施 平成16年度 1歳6か月児健診 82人 3歳児健診 90人</p> <p>2.歯みがき指導 (1)乳幼児の歯みがき指導 乳児健診・1歳6か月児健診・2歳児相談時に歯科衛生士による指導 平成16年度 乳児健診 241人 1歳6か月児健診 82人 2歳児相談 88人</p> <p>(2)学校での歯みがき指導 小・中学校で実施 平成16年度 小学校 84人 中学校 104人</p> <p>3.フッ素応用(フッ素洗口) 保育園・幼稚園で4歳以上の園児及び小・中学校にて実施</p> <p>4. フッ素塗布 対象 1歳6か月児～2歳6か月児、3回</p>			
課題 ・ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳半歯科健診は有田町のみ実施。</li> <li>・歯みがき指導の対象者に違いがある。</li> <li>・園児のフッ素応用は両町で実施しているが、小・中学校のフッ素応用は、西有田町のみ実施。</li> <li>・フッ素塗布の対象者に違いがある。</li> </ul>						
調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科保健事業は、合併後速やかに調整する。 (第3回協議会確認)</li> </ul>						

具体的 調整 内容	<p>【合併後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歯科保健事業は、西有田町の例を基本に実施する方向で調整する。</li></ul> <hr/> <p>(調整方針)</p> <p>学校での歯みがき指導は、各学校との協議を要する。 小中学校におけるフッ素応用の実施は、教育委員会、学校及びPTAでの協議に委ねる。 フッ素塗布は、1歳6か月健診時に1回目を開催し、2回目及び3回目は隔月で実施する。</p>
-----------------	---

大項目	保健医療	中項目	老人保健	小項目	老人保健事業	
詳細項目(事業名)	成人健康診査					771
現 況	基本健康診査	実施方法	有田町 個別検診	西有田町 集団検診	合併後の負担金  2,000円(個別) 1,000円(集団)	
		対象者	40歳以上	40歳以上		
		現在の負担額	2,000円	1,000円		
		負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯			
		選択検査	心電図・貧血・HbA1cは全員実施	貧血・HbA1cは全員実施		
		追加血液検査	18項目あり			
			総ビリルビン・総蛋白・A/G比・TTT・ALP・LDH・間ビリ・ZTT・尿酸窒素			
			無機リン			
			血清鉄は除く			
		肝疾患検診	実施方法	個別検診		集団検診
	対象者		30歳以上	30歳以上		
	現在の負担額		無料	無料		
	その他					
	若年者健康診査	実施方法	個別検診	集団検診	集団 (18~39歳) 1,000円	
		対象者	30歳以上	18歳~39歳		
		現在の負担額	2,000円	1,000円		
		その他				
	がん検診	胃がん検診	実施方法	集団検診	集団検診	900円
			対象者	40歳以上	40歳以上	
			現在の負担額	900円	900円	
			負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯		
		大腸がん検診	実施方法	集団検診	集団検診	500円
			対象者	40歳以上	40歳以上	
			現在の負担額	500円	500円	
			負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯		
		肺がん検診	実施方法	集団検診	集団検診	700円 (喀痰検査のみ)
			対象者	40歳以上	40歳以上	
			現在の負担額	無料 / 喀痰あり:700円	無料 / 喀痰あり:700円	
			負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯		
	子宮がん検診	実施方法	集団検診	集団検診	700円	
対象者		20歳以上	20歳以上			
現在の負担額		頸部:600円	頸部:700円			
負担金免除者		①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯				
乳がん検診	実施方法	集団検診	集団検診	800円		
	対象者	40歳以上	40歳以上			
	現在の負担額	触診マンモ併用:800円	触診マンモ併用:700円			
	負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯				

現 況	がん 検 診	前立腺検診	実施方法	有田町 集団検診(15年度から実施)	西有田町 集団検診	合併後の負担金  50歳以上 700円
			対象者	50～69歳	50歳以上	
			現在の負担額	500円	700円	
			負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯		
	骨粗鬆症検診	実施方法	集団検診	集団検診	500円	
		対象者	30歳以上	30歳以上		
		現在の負担額	500円	500円		
		負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯			
	歯周疾患検診	実施方法	個別検診	個別検診	400円	
		対象者	40・50・60・70歳の男女	40・50・60・70歳の男女		
		現在の負担額	400円	無料		
		負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯			
	人間ドック	実施方法	国保事業で実施	国保事業と一般で実施	合併後検討	
		対象者	30～49歳	40歳(一般・国保)、50歳(国保)		
		現在の負担額	3,000円	3,150円		
		その他				
	脳ドック	実施方法	国保事業で実施	国保事業と一般で実施	合併後検討	
		対象者	40～70歳	40～69歳		
		現在の負担額	10,470円	10,470円		
		その他				
	結核検診	実施方法	集団検診	集団検診	無料	
		対象者	65歳以上	65歳以上		
		現在の負担額	無料	無料		
		その他	直接撮影は紹介状対応			

<p>課題 ・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2町でそれぞれ成人健康診査事業を行っている。</li> <li>・集団検診、個別検診、対象者、負担額、検査内容等が異なっている。</li> </ul>
<p>調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人健康診査は、現行のとおりとし、サービス内容の低下や急激な負担増とならないよう、合併後調整する。 (第3回協議会確認)</li> </ul>
<p>具体的 調整 内容</p>	<p>【合併後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人健康診査の負担金は、上記の合併後の負担金を基本に、18年度実施までに調整する。</li> </ul> <hr/> <p>(調整方針)</p> <p>基本健康診査の実施は、現行のとおりとする。  若年者健康診査は、西有田町の例を基本に調整する。  人間ドック及び脳ドックは、合併後調整する。</p>

調整経過報告第6号「上水道事業の取扱い」の参考資料

[ 上下水道 ] 部会 [ 水道 ] 分科会

大項目	水道	中項目	上水道事業の状況	小項目	上水道事業の状況	No.	370
詳細項目(事業名)	上水道事業						
現 況	有田町			西有田町			
	1. 水道料金			1. 水道料金			
	(1) 準備料金(税別)			(1) 給水装置(税別)			
	口径(量水器)		料金(1カ月につき)	基本料金		超過料金	
	13mm		650円	口径	使用水量	料金	1m <sup>3</sup> 当たり
	20mm		1,700円	13mmまで	10m <sup>3</sup> まで	1,840円	184円
	25・30mm		3,900円	25mmまで	30m <sup>3</sup> まで	5,520円	184円
	40mm		12,000円	40mmまで	100m <sup>3</sup> まで	18,400円	184円
	50mm		18,000円	50mmまで	300m <sup>3</sup> まで	55,200円	184円
	75mm		45,000円	臨時用	10m <sup>3</sup> まで	2,300円	210円
(2) 水量料金(税別)							
使用水量		1m <sup>3</sup> につき					
8m <sup>3</sup> まで		90円					
9m <sup>3</sup> から15m <sup>3</sup> まで		170円					
16m <sup>3</sup> 以上		190円					
臨時用の水量料金は、1m <sup>3</sup> につき300円とする。							
●使用水量による主な家庭用水道料金(税込み)							
口径		使用水量	有田町	西有田町			
13mm	10m <sup>3</sup>		1,795円	1,930円			
	20m <sup>3</sup>		3,685円	3,860円			
	30m <sup>3</sup>		5,680円	5,790円			
	40m <sup>3</sup>		7,675円	7,720円			
2. 消火栓給水 なし			2. 消火栓給水 私設消火栓 1栓につき演習用1回5分ごとに920円				
3. 加入金(負担金)(税込み)			3. 加入金(分担金)(税込み)				
水量器口径		加入金	水量器口径		加入金		
13mm		26,250円	全口径		60,375円		
20mm		73,500円	※加入金の他に配水管布設工事負担金を負担。				
25mm		126,000円	※負担金の額は、配水管布設に伴う工事請負費、設計監督費等から算定される。				
30mm		210,000円	※11～15年実績				
50mm		525,000円	最低 11,000円 最高 381,300円				
75mm		1,050,000円					

		有田町	西有田町																																	
現 況	4. 手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>有田町</th> <th colspan="2">西有田町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者申請手数料</td> <td>10,000円</td> <td colspan="2">10,000円</td> </tr> <tr> <td>工事設計審査手数料</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>竣工検査手数料</td> <td>5,000円</td> <td colspan="2">600円</td> </tr> <tr> <td>材料検査手数料 (1個又は1本当たり)</td> <td>なし</td> <td colspan="2">25円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>100円</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td>開栓手数料</td> <td>200円</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>諸申請手数料</td> <td>なし</td> <td colspan="2">230円</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	有田町	西有田町		指定給水装置工事事業者申請手数料	10,000円	10,000円		工事設計審査手数料	1,000円	なし		竣工検査手数料	5,000円	600円		材料検査手数料 (1個又は1本当たり)	なし	25円		督促手数料	100円	100円		開栓手数料	200円	なし		諸申請手数料	なし	230円	
	名 称	有田町	西有田町																																	
	指定給水装置工事事業者申請手数料	10,000円	10,000円																																	
	工事設計審査手数料	1,000円	なし																																	
	竣工検査手数料	5,000円	600円																																	
	材料検査手数料 (1個又は1本当たり)	なし	25円																																	
	督促手数料	100円	100円																																	
	開栓手数料	200円	なし																																	
	諸申請手数料	なし	230円																																	
		5. 水道料金取りまとめ手数料	<p>制度なし</p>																																	
		<p>5. 水道料金取りまとめ手数料</p> <p>(1) 目的 水道料金を取りまとめて納入する組合に対し、取りまとめ手数料を交付することにより、水道料金の納期内完納を期し、水道事業運営の円滑を図る</p> <p>(2) 手数料の額 取りまとめ水道料の3%以内</p> <p>(3) 交付時期 年1回(2月～翌年1月分までを3月に交付)</p> <p>(4) 平成15年度実績 組合数      27組合                  決算額      2,102,278円</p>																																		

<p>課題 ・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2町で料金体系が異なる。</li> <li>・水道料金取りまとめ手数料は、西有田町のみ。</li> </ul>
<p>調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。</li> <li>・加入金、手数料は、合併後速やかに調整する。</li> <li>・水道料金取りまとめ手数料は、西有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。</li> <li>・水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図る。 (第1回協議会確認)</li> </ul>
<p>具体的 調整 内容</p>	<p>【合併後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金は、有田町の例を基本に、<b>新町</b>水道審議会を開催し答申を受けた上で、<b>平成18年度中に</b>統一した料金での営業を行う。</li> <li>・加入金、<b>指定給水装置工事事業者申請手数料、竣工検査手数料、督促手数料及び開栓手数料は</b>、上記と同様に調整する。</li> <li>・<b>工事設計審査手数料、材料検査手数料及び諸申請手数料は</b>、<b>新町</b>水道審議会の答申を受けた上で、<b>平成18年度中に</b>廃止する<b>方向</b>で調整する。</li> <li>・水道料金取りまとめ手数料は、<b>新町</b>水道審議会の答申を受けた上で、<b>平成18年度中に</b>1件あたり(1請求1納付書)100円を基本に調整する。</li> </ul> <hr/> <p>(調整方針) 水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図る。</p>



調整経過報告第7号 「生涯学習・スポーツ事業の取扱い」の参考資料

[ 教育 ] 部会 [ 生涯学習 ] 分科会

大項目	教育・文化		中項目	社会教育の状況	小項目	文化、イベント開催等	
詳細項目(事業名)			社会教育イベント・講座		No.	535	
現 況	成人式	期日	有田町		西有田町		
		1月3日			1月3日		
		会場	焔の博記念堂		焔の博記念堂		
		対象者	有田中学校卒業生、住民票登録者 対象者数約200名		西有田中学校卒業生、住民票登録者 対象者数約150名		
	運営形式	成人式推進協力委員(町内代表者約10名)		成人式代表者会(町内代表者4～5名)			
	音楽祭	名称			西有田町民音楽祭		
		期日			2月22日(平成15年度)		
		会場			焔の博記念堂		
		参加者			町に在住するか、町内に勤務する者で構成された音楽グループ。町文化協会に加入するグループ。実行委員会が認めたグループ。以上のいずれかに該当し、所定の参加料を納入した団体		
		運営方式			実行委員会方式		
	生涯学習 大会等	名称	生涯学習講演会		生涯学習講演会		
		時期	2月中旬		生涯学習フェア期間内		
		会場	焔の博記念堂		西有田町公民館		
		参加者	有田町民 600名		西有田町民 約150名		
	開催回数	年1回		年1回			
	七夕・新年 席書会	会期	8月8日・1月冬休み中				
		場所	有田町文化体育館				
		講師	小・中学校書道担当教諭				
	陶器市写真 コンテスト	期間	4月29日～5月5日(陶器市期間中)				
		ところ	有田町町内一帯				
主催		有田町公民館・有田商工会議所・有田観光協会・佐賀県カメラ商組合					

<p>現 況</p>	<p>各種講座の開催</p>	<p>受講料 以下5教室のみ無料  実年教室  毎月第2火曜日 午前10時～12時  60歳以上  有田ふるさと学  隔月1回 第2木曜日 午後2時～4時  一般成人  すくすく育児教室  毎月第2金曜日 午後1時30分～3時30分  少年教室  毎月第2土曜日 午前10時～12時  小学4年～6年生  パソコン教室  民間企業に委託 年間を通し活動  テキスト代 実費  各種教養講座  受講料 2千円～3千円(年間)  昼の部 8講座 夜の部 7講座  サマースクール  「子どもの絵の教室」開催</p>	<p>教養コース 受講料2,000円  英会話 20名 10回  水墨画教室 20名 10回  パソコン教室 20名 5回  暮らしの経済 30名 5回  山野草教室 20名 5回  学習コース 受講料(高齢者)無料  お達者塾 50名 8回  歴史探訪講座 20名 6回  ニューススポーツと3B体操 20名 10回  ワープロ教室 10名 10回  パソコン教室 20名 2時間×6日 1コース  学習コース 受講料 無料  子ども土曜楽学塾 8コース 10回(年間)  絵本の読み聞かせ講座 30名 5回(年間)  学習コース 受講料 無料(テキスト代実費)  IT技能講習会 20名 2時間×6日 6コース</p>
----------------	----------------	---	---

<p>課題 ・ 問題点</p>	<p>・2町においてさまざまな事業展開が行われている。</p>
<p>調整 内容</p>	<p>・生涯学習イベント・講座は、合併後速やかに調整する。 (第2回協議会 確認)</p> <p>(具体的対応策) 住民の多様な学習意欲に応え、また高めるよう調整する。</p>
<p>具体的 調整 内容</p>	<p>【合併後の方向性】 ・生涯学習イベント及び各種講座は、2町で実施している事業を基本に、合併後、随時調整を行う。</p> <hr/> <p>(調整方針)</p> <p>成人式は、焱の博記念堂を会場として、統一して開催する方向で調整する。 音楽祭は、廃止する方向で調整する。 生涯学習大会は、廃止する方向で調整する。 七夕、新年席書会は、継続する方向で調整する。 陶器市写真コンテストは、継続する方向で調整する。 各種講座の開催は、住民の多様な学習意欲に対応できることを基本に調整する。</p>

事務事業一元化調査票

[ 教育 ] 部会

[ 生涯学習 ] 分科会

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	施設の整備状況等	No.	560
詳細項目(事業名)	図書館の管理運営						
現 況	有田町			西有田町			
	<p>有田町生涯学習センター図書室</p> <p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火曜～金曜 午前10時から午後6時まで</li> <li>・土曜・日曜日 午前10時から午後4時30分まで</li> </ul> <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日</li> <li>・年末年始(12月28日から1月3日まで)</li> <li>・祝日</li> <li>・有田陶器市期間中(4月29日～5月5日)</li> </ul> <p>○貸出の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有田町に在住、通勤、通学している者</li> <li>・西有田町、伊万里市、山内町、武雄市、波佐見町に在住しているもの</li> </ul> <p>○利用カード</p> <p>貸出券(1人3枚)</p> <p>○貸出数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 3冊まで(雑誌・ビデオ含む)</li> </ul> <p>○貸出状況(15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 19,332冊</li> </ul> <p>○貸出期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 2週間</li> <li>・ビデオ 2週間</li> <li>・雑誌 2週間</li> </ul> <p>○貸出の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な図書資料その他館長が特に指定した図書資料は館外貸出は行わない</li> </ul> <p>○団体貸出</p> <p>なし</p>			<p>西有田町公民館図書室</p> <p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜、火曜、木曜、金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで</li> <li>・水曜日 午前8時30分から午後7時15分まで</li> <li>・土曜日 午前9時から午後5時まで</li> </ul> <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始(12月29日から1月3日まで)</li> </ul> <p>○貸出の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西有田町に在住、通勤、通学している者</li> </ul> <p>○利用カード</p> <p>なし</p> <p>○貸出数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 3冊まで</li> </ul> <p>○貸出状況(15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 6,669冊</li> </ul> <p>○貸出期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 2週間</li> <li>・雑誌 2週間</li> </ul> <p>○貸出の制限</p> <p>同左</p> <p>○団体貸出</p> <p>30冊以内で1ヶ月以内</p>			

課題 ・ 問題点	<p>・開館時間及び休館日が異なる。</p>
調整 内容	<p>・2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整する。 (第2回協議会 確認)</p> <p>(具体的対応策) 借りた場所と返却する場所が異なっても対応できるよう、また、その他きめ細やかなサービスの向上を図る。</p>
具体的 調整 内容	<p>【合併後の方向性】</p> <p>・2町の図書室の管理運営は、住民サービスが低下しないように調整する。また、名称は、「有田町生涯学習センター図書室」及び「有田町西公民館図書室」とする。</p> <p>(調整方針)</p> <p>生涯学習センター図書室    開館時間 火曜～金曜 10時～18時 土、日曜日 10時～16時30分 休館日 月曜日、陶器市期間、年末年始、特別整理日、祝日</p> <p>西公民館図書室                開館時間 月、水曜～金曜 9時30分～17時30分 土、日曜日 9時30分～16時30分 休館日 火曜、年末年始、特別整理日、祝日</p> <p>返却は両図書室及び移動図書館でも対応できるように検討する。</p> <p>貸し出し期間 15日    数量 本雑誌5点まで 視聴覚資料2点8日間 他</p>

事務事業一元化調査票

[ 教育 ] 部会 [ 生涯学習 ] 分科会

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	施設の整備状況等	No.	562
詳細項目(事業名)	移動図書館						
	有田町			西有田町			
現況	<p>○移動図書館「レインボー号」</p> <p>台数 1台(約3,000冊)            巡回日 月～金曜日            巡回数 1月に2回            ステーション数 65ヶ所            学校・保育園 9 企業 15            公民館 2 病院 2            官公庁 6 その他 31</p> <p>運休日            ・各曜日の5週目 ・祝日            ・有田陶器市期間中(4月29日～5月5日)            ・7月15日、8月15日、10月17日 ・年末年始(12月28日～1月3日)</p> <p>委託状況(平成15年度)            乗務員 3名 年間委託契約            (内訳)            運転手 1名            貸出者 2名(交代勤務)</p> <p>決算状況(平成15年度)            運行委託料 4,078千円</p> <p>貸出状況(平成15年度)            年間 11,488冊            月平均 957冊            1日平均 50冊            開館日数 231日</p>			<p>制度なし</p>			
課題・問題点	<p>・有田町のみ実施。</p>						

調整 内容	<p>・移動図書館事業は、全域で実施できるよう、合併後速やかに調整する。 (第2回協議会確認)</p> <p>(具体的対応策) 西有田町も運行できるよう、新町移行後、運営の全体的な見直し調整を行う。</p>
具体的 調整 内容	<p>【合併後の方向性】</p> <p>・移動図書館事業は、現在の移動箇所と、新規に保育園、幼稚園及び学校等を検討する。</p>

事務事業一元化調査票

[ 教育 ] 部会 [ スポーツ ] 分科会

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進	No.	581
詳細項目(事業名)	各種スポーツ行事						
現 況	平成16年度 社会体育主要行事						
	主催	有田町			西有田町		
	町・教育委員会	町民体育大会 新春歩く会 少年スポーツ教室 町スポレク祭			町民体育大会 町スポーツレクレーション祭 町民ミニバレーボール大会 生涯学習登山 県外の山 新春歩こう会		
	体育協会	陶器市協賛スポーツ大会(少年野球・中学野球) 陶器市協賛スポーツ大会(ハレーボール・卓球・少年野球) 町民オリンピック前期(ハレーボール・バドミントン・卓球・ソフトボール・ゲートボール) 町民オリンピック後期(ミニバレー・ソフトテニス・剣道・軟式野球) 郡民体育大会 陶都有田ロードレース大会			町民バレーボール大会 一般ソフトボール大会 町民ゲートボール大会 郡民体育大会 町民柔剣道大会 壮年ソフトボール大会 町民駅伝大会 健康子どもマラソン大会 町民卓球大会		
その他	郡スポレク祭 石場相撲大会 町内社会人駅伝大会			郡スポレク祭 小学生キックベースボール大会 中学生バレーボール大会 小中学生駅伝大会			
課題・問題点	・各町で慣行の行事、協賛の大会がある。						



調整 内容	<p>・スポーツ行事は、合併後速やかに調整する。 (第2回協議会確認)</p> <p>(具体的対応策)        体育協会については、各団体の実情を尊重し合併時に統一するよう調整を図り、新町において、事業内容等の指導を速やかに行う。</p>
具体的 調整 内容	<p>【合併後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ行事は、早急な統一ができないため、合併後、各行事を実施しながら統一を図っていく。</li> </ul> <p>(調整方針)</p> <p>町民体育大会は、体育協会に実施を移管する方向で調整する。        町スポレク祭は、一本化する方向で調整する。        ミニバレーボール大会は、中止する方向で調整する。        体育協会主催の種目は、一度に統一できないために18年度は、現行のとおり実施する。新行政区域等が新たに決まれば、その時点で調整する。        平成18年度事業費は、両町分を合算した金額の範囲内とする。</p>